

令和8年度 助成金交付要項

公益財団法人 伊藤青少年育成奨学会

誓約書兼振込口座届の提出

助成金交付の決定通知を受けた団体は、指定された期日までに「誓約書兼振込口座届」を郵送にて提出ください。

(高等学校等クラブ活動助成金誓約書兼振込口座届 様式：高助3)

(地域振興活動助成金誓約書兼振込口座届 様式：振助3)

※期日までに書類の提出がない場合は、助成対象から外れます。

贈呈式、助成金の交付

助成交付クラブ・団体を対象に、7月上旬、バローホールディングス人材開発センター^{どんようしや}嫩葉舎(可児市大森)にて、助成金の『贈呈式』を行います。

高等学校等クラブ活動助成の交付対象クラブは、代表してキャプテンが(顧問等の同行可、他の部員や顧問による代理可)、地域振興活動助成対象団体は、団体代表者(代理出席可)1人が、出席してください。

贈呈式への出席をもって助成交付の確定とし、7月下旬に対象クラブ・団体の指定する金融機関の口座に振込みます。

※贈呈式に欠席されると助成対象から外れます。

助成金交付後の変更

助成金交付後、助成金利用対象内容、購入金額等に変更がある場合には、当奨学会に事前報告し、承認を得てください。(助成金使用変更届 様式：高助・振助5)

事前報告とその承認が無い場合には、助成金の返還を請求します。

また、助成金に残額が生じた場合の差額は、振込手数料負担にて振込下さい。

東濃信用金庫 本店 普通 1384520 ヘンキングチ

助成金使用報告書の提出

助成金交付を受けた団体は、助成金使用報告書(高等学校等クラブ活動・地域振興活動 助成金使用報告書 様式：高助・振助4)等を令和8年11月末日までに郵送(レターパック推奨)にて提出してください。

なお、助成金使用が令和8年11月末日以降の場合には、進捗状況報告書(様式任意)を11月末日までに提出し、助成金使用報告書は令和9年3月末日までに提出ください。

期限までに提出がない場合は翌年以降、当該団体が所属する学校全ての団体、地域団体の助成応募資格喪失とします。

◆ 助成金使用報告提出書類

【高等学校等クラブ活動助成団体】

- ① 高等学校等クラブ活動・地域振興活動 助成金使用報告書 (様式：高助・振助４)
- ② クラブ活動報告書(レポート) (様式：自由)
- ③ 助成金使用を証明する領収書、又は支払い先への振込金受取書(いずれもコピー可)
 - ・領収書宛名は貴団体名
 - ・助成額が支払総額に満たない場合でも、支払総額の領収書で結構です。
- ④ クラブ活動、記録写真・・・DVD等ではなく、紙や印画紙に印刷、プリントした写真
- ⑤ 助成金購入品写真・・・・・・・・・・ //
- ⑥ チラシ、新聞記事等・・・新聞、雑誌等に記事掲載された場合には提出のこと

【地域振興活動助成団体】

- ① 高等学校等クラブ活動・地域振興活動 助成金使用報告書 (様式：高助・振助４)
- ② 事業報告書・・・開催日程、会場、参加人数、参加料を明記のこと
- ③ 収支報告書(計算書)
- ④ 助成金使用を証明する領収書、又は支払い先への振込金受取書(いずれもコピー可)
 - ・領収書宛名は貴団体名
 - ・助成額が支払総額に満たない場合でも、支払総額の領収書で結構です。
- ⑤ 活動写真・記録写真・・・DVD等ではなく、紙や印画紙に印刷、プリントした写真
- ⑥ チラシ、新聞記事等・・・新聞、雑誌等に記事掲載された場合には提出のこと

※ 提出された報告書や写真等は、当財団発行の「奨学会だより」やホームページ、チラシ等に掲載させていただく場合があります。

その他留意事項

- ◆ 当財団は、助成金交付事業の実施に関して、必要に応じて検査、報告を求めます。
- ◆ 当財団は、助成金交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金交付の決定を取消し、又は変更することがあります。この場合においてすでに助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を請求します。
 - ・助成金交付の条件に違反したとき
 - ・当財団に提出した書類に偽りの記載があったとき
 - ・その他助成事業活動の施行について、不正の行為があったとき
- ◆ 助成金交付を受けた団体は、助成金交付に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、３年間保存してください。

提出書類郵送先

〒507-0062 岐阜県多治見市大針町６６１番地の１
バローホールディングス多治見本部内
公益財団法人 伊藤青少年育成奨学会 事務局宛て